

2.1 細胞基材の調製方法および管理方法（適宜図表を用いること）。

① 調製方法

1) 遺伝子発現構成体の調製

遺伝子組換え技術応用医薬品においては、遺伝子発現構成体の作製について、遺伝子の入手方法、作製の経緯、構造等に関する記述する。

2) マスター・セル・バンクの調製

宿主と遺伝子発現構成体を用いて実施されたマスター・セル・バンク調製の経緯を記述する。

3) ワーキング・セル・バンクの調製

マスター・セル・バンクからのワーキング・セル・バンクの調製の経緯を記述する。

② 管理方法

マスター・セル・バンクおよびワーキング・セル・バンクの (1)特性解析試験および純度試験の試験項目、分析方法、基準、(2)保存中の安定性に関する情報、(3)更新方法 等を記載する。

2.2 製造方法

- 細胞培養、精製、保存までの工程

- 医薬品の品質確保に必要な工程について記載する。

- 原材料、品質に影響を及ぼす可能性のある試薬類、重要工程、重要中間体、主要な装置、重要なプロセス・パラメーター（温度、pH、時間等）等を適切に記載する。特別な機能を有する装置のうち品質に影響を及ぼす機器についてはその詳細（機能、容量等）を記載する。

- 工程内管理試験を設定した重要工程については、その試験項目、分析方法、適否の判定基準を記載する。

- 単離・保存される重要中間体が設定されている場合は、保存条件及び保存期間を記載する。また、重要中間体について工程内管理試験が設定されている場合は、その試験項目、分析方法、適否の判定基準を記載する。

- 重要なプロセス・パラメータについては目標値を記載してもよいが、これに加えて許容幅が設定される場合もある。（注）

- 原材料

- 培地成分等細胞培養に使用される原材料、精製に用いられるモノクローナル抗体、酵素等の生物由来の原材料、原薬としての調製工程に使用される原材料について記載する。

- ヒトおよび動物由来原料については由来、ドナースクリーニングの内容、製造工程中の細菌、真菌、ウィルス等の不活化／除去処理の方法等、品質・安全性確保の観点から重要な事項について記載する。

- 製造方法の流れ図として以下の内容を記載する。

- 細胞培養から保存までの品質確保に必要な工程（種類の異なる工程単位のすべて）および設定されている場合は重要中間体。

- 各工程の重要なプロセス・パラメータ等関連事項（細胞数倍加レベル、細胞濃度、pH、時間、温度等）

- 工程内管理試験

- 品質に影響を及ぼす特別な機能を有する装置の容量

- その他品質確保に必要な事項

2.3 製造方法に関する一変／軽微届出の区別

- ・ 製造方法欄に記載された事項は原則として一変申請対象である。(注)
ただし、最終製品の品質・安全性に悪影響を与える可能性が極めて低いことが明らかで、確認されている場合、届出（軽微変更）の対象となることがある。
 - ① 医薬品の種類および製法変更の種類によっては、軽微届出が適用される場合がある。適用対象については、承認申請時に申請者が提案し、審査の過程で適用の可否が判断される。適用対象の例として、申請時提案したプロセス・パラメータ等の許容幅を承認審査の過程やその後の生産実績に伴い変更する場合等がある。
 - ② 社内工程内管理試験及び同様な目標値を記載した場合には、その変更。
 - ③ ヒトおよび動物由来原料において、感染性因子等に対する新たなリスクへの対応として行う原産国等の変更、その他行政の定める手順に基づく変更。

用語

重要工程：

品質に影響のある工程で、原薬が規格に適合することを保証するために事前に決定した管理値以内で操作される必要のある工程条件、試験、その他関連あるパラメータを含む工程

B. 承認申請書記載例：(Q5E の完成(Step4)を待って、完成させる。それまでは基本原則にとどめる。)

注： 生物薬品は生体による生合成過程を生産に利用していることから、分子構造上不均一なものが產生される可能性があり、また物理的化学的分析手法では確定することが困難な高次構造の変化によって生物活性が影響をうけることがあるため、製法変更の品質・安全性・有効性への影響の評価は、通常の化学薬品とは異なると考えられる。また生物薬品には、タンパク質、糖タンパク質、ポリペプチド、それらの誘導体などの様々な種類のものが存在し、その管理も様々であるので、軽微変更を一律に規定することは困難である。

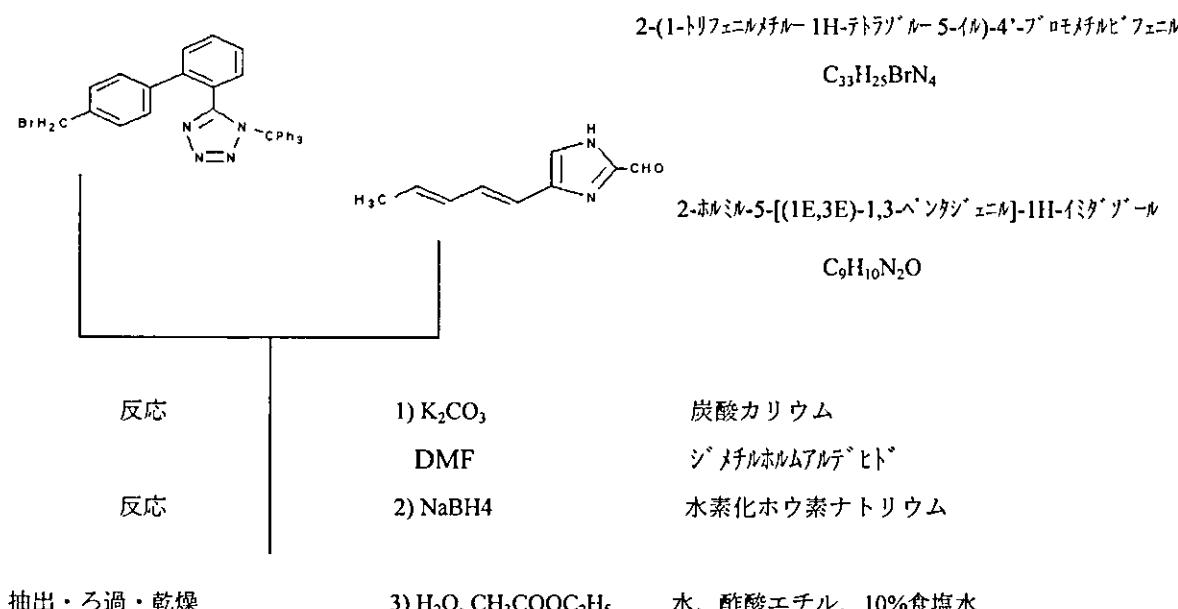
したがって、生物薬品の場合、承認申請書の記載事項の変更は、原則として一変対象である。しかし、ヒトインスリンや成長ホルモンのように、製品の特性に関する情報・知見が蓄積された結果、製法変更の種類によっては、標準的な分析手法により品質・安全性・有効性へ影響する可能性が極めて小さいと判断可能な場合も考えられる。そのような製法変更の場合は、申請者によって変更の妥当性が確認されるという条件で、届出（軽微変更）の対象となる場合がある。

また、申請書に記載された操作管理項目あるいは工程内管理試験等によって製品の品質が確保されていると判断されるような場合は、プロセス・パラメータ等の設定において許容幅を認め、その変更については届出（軽微変更）の対象となる場合がある。

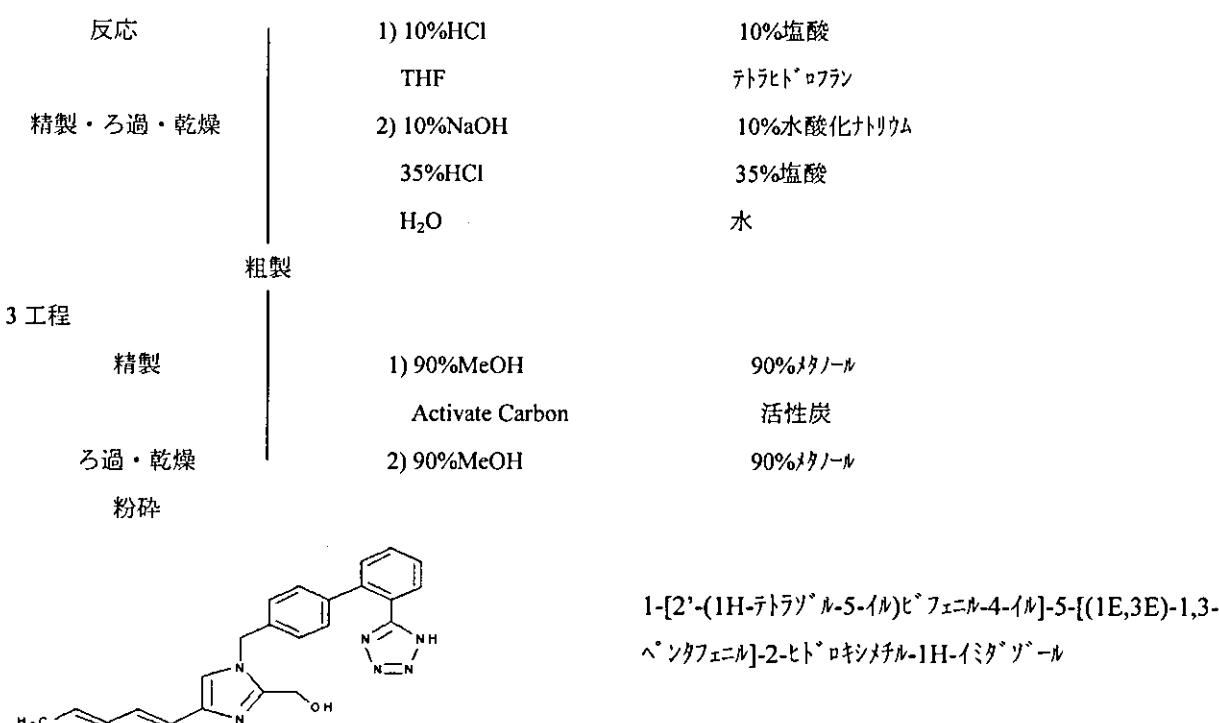
承認申請書に社内工程内管理試験及び同様の目標値を記載する場合があるが、その場合は届出（軽微変更）の対象である。

製造工程流れ図（原薬）

1 工程



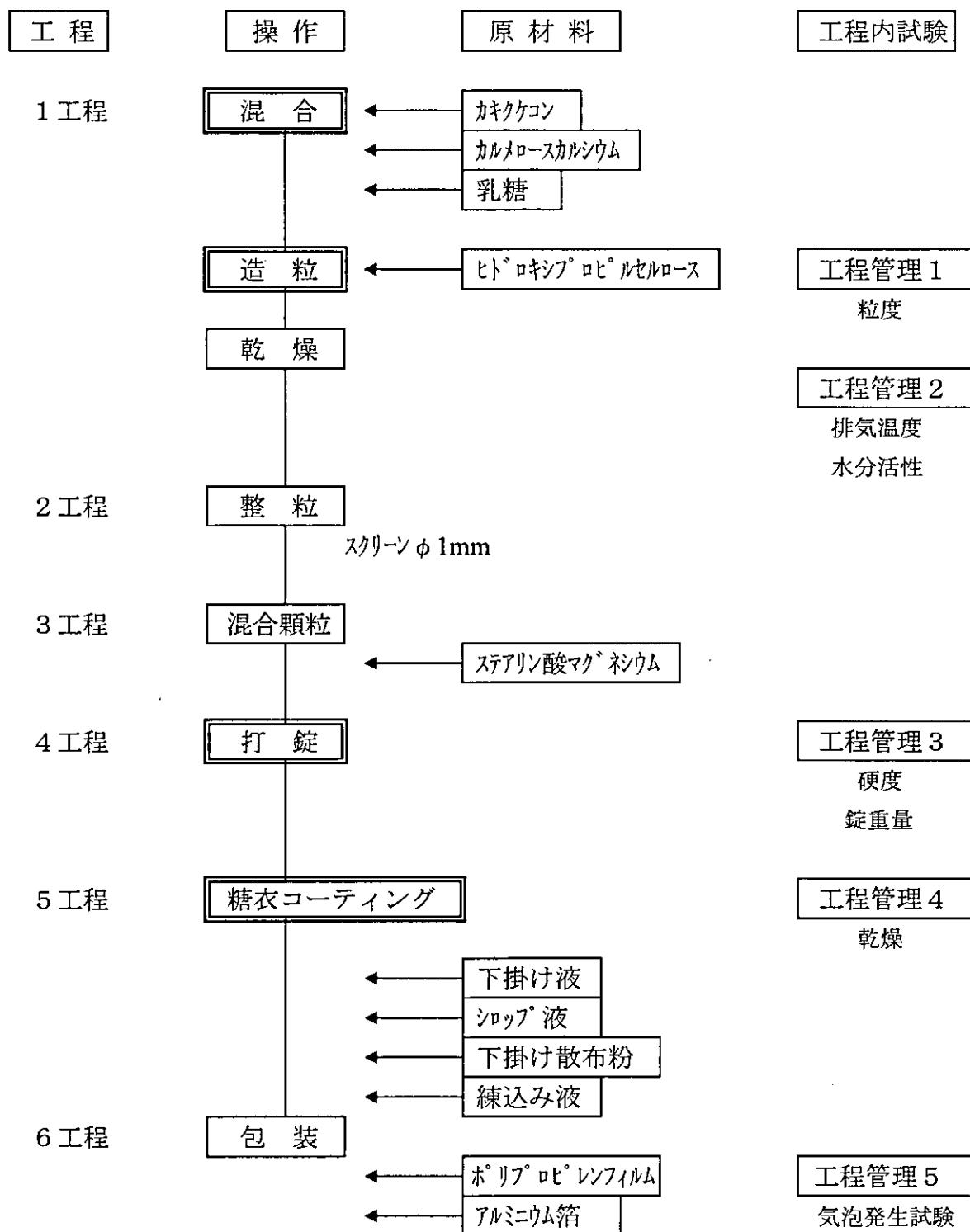
2 工程



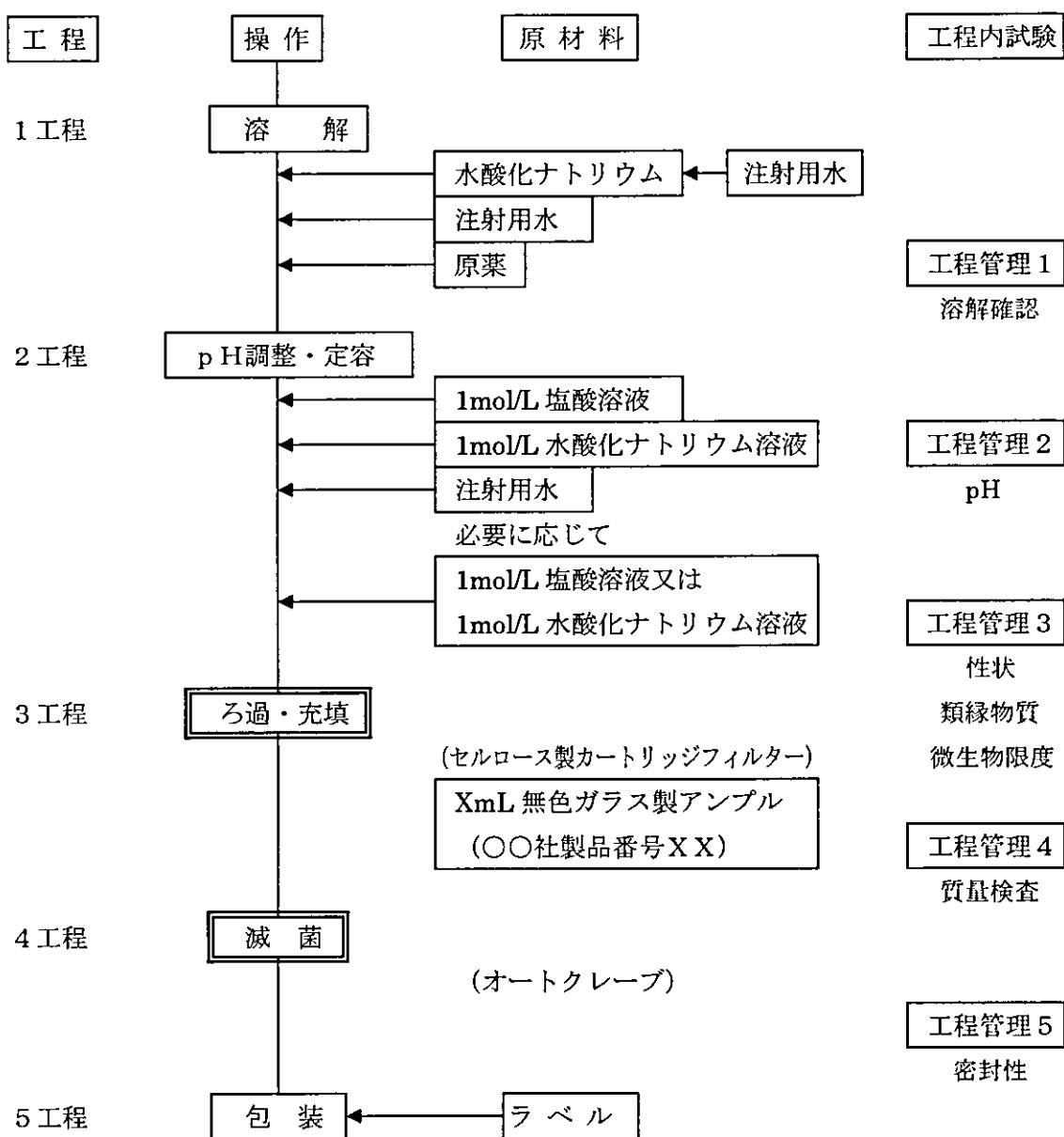
4 工程【包装工程】

ポリエチレン袋（○○社製××）に入れ、ファイバードラムに詰める。

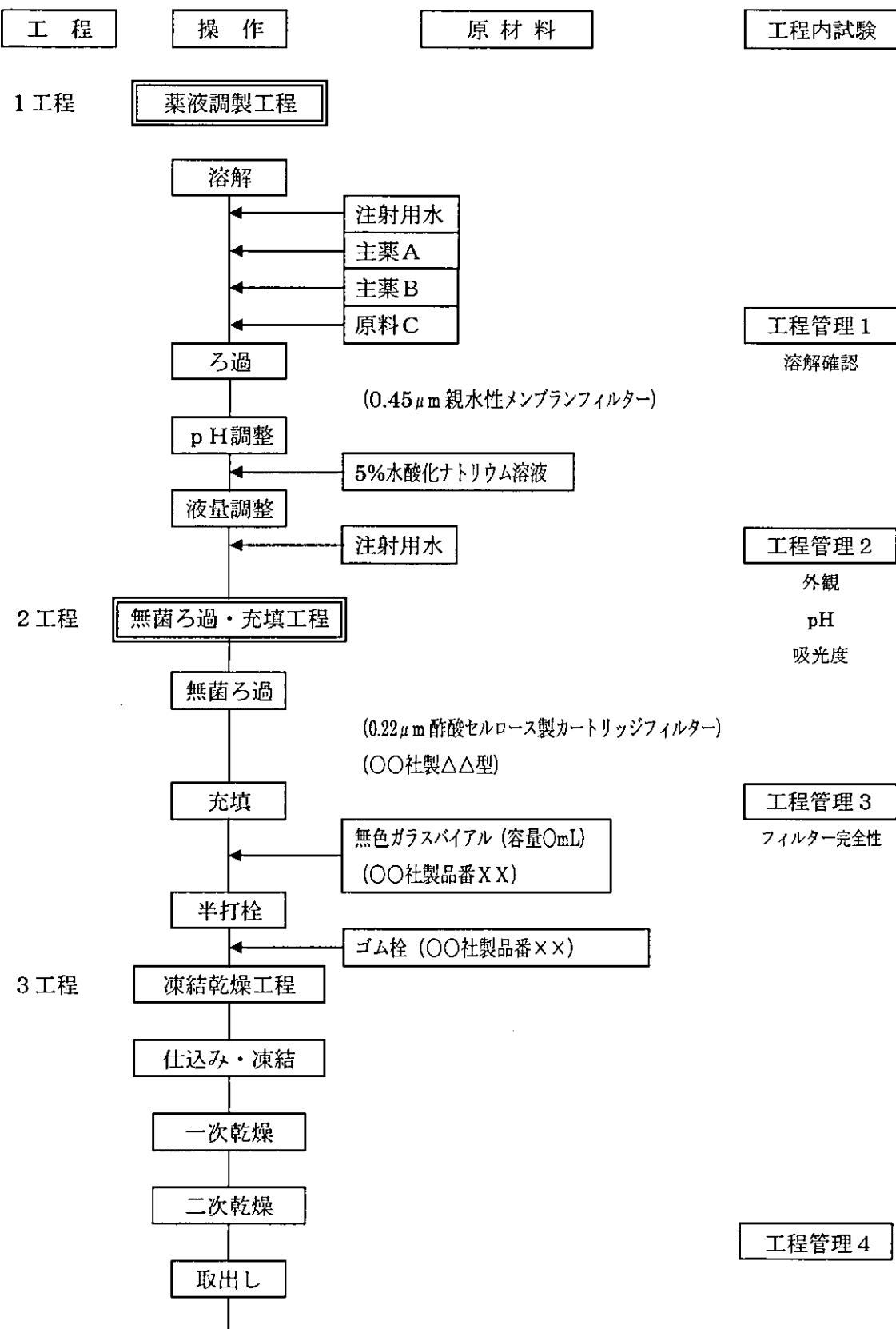
製造工程流れ図（錠剤）

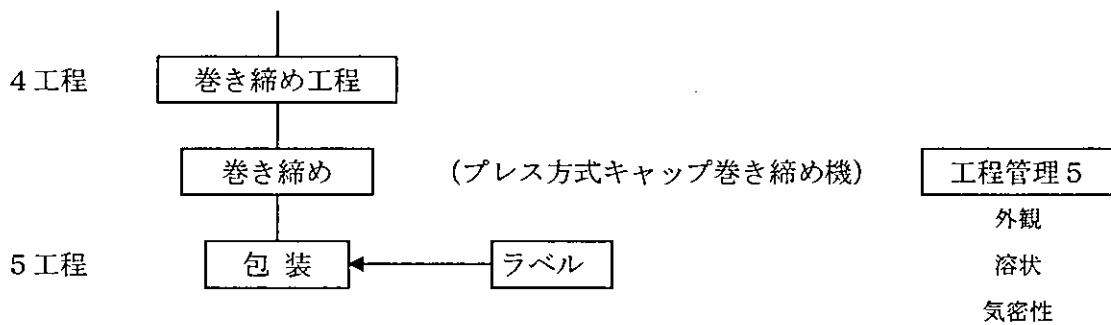


製造工程流れ図（注射液）



製造工程流れ図（凍結乾燥注射剤）





添付資料 2

平成 17 年 3 月 23 日

承認申請書記載例解説

厚生労働科学研究費補助金
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)
医薬品の製造方法等の変更に伴う品質比較に関する研究班

はじめに

本年 4 月より完全施行される改正薬事法においては、製造方法及び工程管理も承認事項とされるとともに、製法変更をした際に品質に影響を与えるリスクの少ない軽微な変更は承認事項一部変更（一変）承認申請を要せず、届出で差し支えないとされた。本研究班は、主に医療用医薬品の新規製造販売承認申請の際に申請書に記載すべき製造方法に関する事項並びに軽微変更届出対象事項と一変承認事項との判断基準について検討を行った。これらの検討結果は製造方法の承認申請書記載例と共に中間報告書としてまとめ、厚生労働省医薬局審査管理課に平成 16 年 6 月提出した。承認書記載例に関しては、特に製剤では承認書への具体的な製造方法の記載が事実上行われてこなかったことから、具体的な新薬事法下での承認書のイメージが掴めやすいようにとの配慮から、作成したものである。

平成 17 年 2 月 10 日薬食審査発第 0210001 号「改正薬事法に基づく医薬品等の製造販売承認書記載事項に関する指針について」の別添 1～3 は中間報告書を基に作成された。ただし、通知では医療用医薬品全てを対象とした記述に変更され、その他の点でも行政的な整合性の観点から修正が加えられている。

パブリックコメント募集で公開された本通知（案）や平成 17 年 2 月 10 日薬食審査発 0210001 号に関して、研究班活動の紹介をした学会の会場や説明会等も含め、多くの問い合わせを頂いた。また、各分担研究者、研究協力者にも個別に多くの質問が寄せられた。化学薬品に関しては、製造方法の記載は従来経験の全くない（製剤）あるいは少ない（原薬）事項であるので、詳細な解説が必要であると認識した。これまでに頂いた問い合わせも踏まえ、とくに申請書作成に直結する承認申請書記載例に関して解説を作成することとした。

作成に当たっては以下のことに配慮した。

- ・ 適切な製造管理および変更管理が実施するために承認書が相応の機能を果すこと。
- ・ ICH 加盟国の規制状況に配慮した。薬事法改正により、欧米とも整合性のある製造方法の管理制度が構築されたことは極めて大きな進歩であり、重要なことである。我が国の医薬品品質保証に関する品質システムのレベルが承認書の記載内容に置いても適正な水準にあることを諸外国に対して示す必要がある。

なお、開発時期の古い品目は開発データが完備していないことも想定されるので、対象として CTD 申請に基づく医薬品を想定しているが、それ以外の医薬品に関しても、本解説の趣旨を出来るだけ取入れた対応を取ることが望まれる。

1. キーワード解説

前提条件

本記載例は「改正薬事法に基づく医薬品等の承認申請書における製造方法等に係る記載要領及び記載変更に関する取扱い」のより良い理解を目的として作成したものである。これはあくまでも例示であり、承認申請書作成の必須事項を全て網羅しておらず、また、記載方法の例を示すことを優先したため、現実の製造管理を必ずしも反映していない箇所も存在する。従前の承認申請書における記載内容との差異をイメージして頂けるよう作成したものであり、当然個々の医薬品の特性に応じて記載がそれぞれ異なることは理解して頂きたい。

従前の製造承認申請書における原薬の製造方法は、実際に行われる製造工程の中から特に一部変更承認申請対象事項（一変事項）に相当する重要項目のみを抽出し簡略に記載していると理解している。製造販売承認制度への移行に伴い、これまでの記載に軽微変更事項が追加され、さらに製造パラメータ等を記載するため、必然的により詳細な記載が求められることとなる。

一方、製剤に関しては、製造方法欄には「日局製剤総則〇〇剤の項に従い・・・」と、具体的な製造方法は何も書いていないと言える内容であった。このため、これまでとは全く異なる対応が改正薬事法の完全施行後は必要とされることとなる。

化学薬品の製造方法に関する国内ガイドラインは存在しないが、参照すべきガイドラインとしては CTD ガイドライン（「新医薬品の製造又は輸入の承認申請に際し承認申請書に添付すべき資料の作成要領について」平成 13 年 6 月 21 日医薬審発第 899 号厚生労働省医薬局審査管理課長通知）が挙げられる。CTD ガイドライン第 3 部（モジュール 3）部分を参考として作成して頂きたい。

CTD 資料との関係

製造方法欄では、原薬に関しては「3.2.S.2.1 製造業者」「3.2.S.2.2 製造方法及びプロセス・コントロール」「3.2.S.2.3 原材料の管理」「3.2.S.2.4 重要工程及び重要中間体の管理」を基に、製剤に関しては、「3.2.P.3.1 製造業者」「3.2.P.3.2 製造処方」「3.2.P.3.3 製造方法及びプロセス・コントロール」「3.2.P.2.4 重要工程及び重要中間体の管理」「3.2.P.4 添加剤の管理」を基に、承認事項とするべき部分を抜粋あるいは要約して記載すると理解して頂きたい。さらにそれぞれ「3.2.S.6 容器及び施栓系」「3.2.P.2.4 容器及び施栓系」についても承認事項とするべき部分を抜粋あるいは要約して記載する。

規格及び試験方法は従前の通り「3.2.S.4 規格及び試験方法」「3.2.S.5 標準品及び標準物質」並びに「3.2.P.5 規格及び試験方法」「3.2.P.6 標準品及び標準物質」基づき、必要事項につき抜粋して記載する。

承認申請書の製造方法の記載方法

全体の操作の流れを把握できるよう、製造工程を流れに従って記載する。ただし、軽微変更に係わる届出により変更できる記載事項が判別できるよう、目標値／設定値とする製造パラメータ又は標準的仕込量のうち、軽微変更届出対象事項は『　』内に、一変事項は《　》内に記載する。また、目標値／設定値以外の軽微変更届出対象事項は“　”内に記載する。

目標値と設定値

承認書の記載事項と異なる場合は薬事法違反となるため、承認申請書に管理値やパラメータを記載する場合、薬事法違反とならないよう実際の管理範囲よりかなり広い範囲を記載するか、あるいは必要な項目であっても記載しない（あるいはしたくない）という事態が生じる。これでは、品質の恒常性を担保するために、承認申請書の製造方法欄に必要な管理項目を適切に記載し、GMPによる適切な製造管理の実施の根拠とするという本来の目的と乖離してしまうことになる。このため、改正薬事法の承認申請書においては、品質に重大な影響を与える可能性が小さいプロセス・パラメータや標準的仕込みについては、承認申請書には目標値あるいは設定値を記載し、その管理範囲については、製品標準書あるいは作業手順書に記載しGMPの管理対象とするという方策が取入れられた。この結果、もしも管理範囲を外れた場合であっても、ただちに薬事法違反には問われず、GMPの逸脱として対処することが出来る。

目標値／設定値とした場合の管理範囲の設定においては、開発段階の検討や経験、バリデーションの結果を参考に、製造実績に基づき、その管理範囲を申請者は許容範囲として製品標準書等に設定する必要がある。

目標値は、品質管理基準を確保するため、あるいはスケール等により、調整あるいは変動が生じる可能性のある、仕込み量や運転パラメータが対象となる、設定値は製造機器の操作盤等より予め入力する値としての用いられるパラメータ等を想定している。

ただし、当該パラメータがパラメトリックリリースとして利用するために設定される場合や品質に重大な影響を与えるパラメータの場合には許容範囲を承認申請書に明示し、目標値／設定値として設定することはできないと規定されている。

「参考」の位置付け

「参考」は、一変事項又は届出事項の区別に関する理由を説明した注釈を加えた解説である。実際の承認申請においては、申請者が、当該製品の特性並びに製造方法を勘案した上、適正かつ合理的に、一変事項と届出事項を設定することが必要である。適宜、一変事項と届出事項の区別の詳細説明として「参考」を作成し、添付することが望まれる。

なお、併せて新医薬品においては、CTDガイドライン「プロセス・バリデーション／プロセス評価」や「製造工程の開発経緯」において、一変事項と届出事項の区別について詳細な説明を行うこととなる。

流れ図

通知では「必要に応じ」となっているが、これは既存品の場合、承認書に一工程しか記載していない場合があるためであり、原則として流れ図は添付することが望まれる。審査段階において、製造工程の全体概要を適確に把握するために有用な資料として位置付けられるものである。可能なら1ページに記載できるよう検討して頂きたい。

記載例において反応スキームを示しているのは構造式、反応原理（操作原理）、分子式及び試薬等の略称である。右端に記載した原料・中間体の化学名、試薬類の日本語名は「原材料

等」としての位置付けである。

原料や中間体等を化学名で記載すると長くなる場合は略称を用いても良いが、略称と正式名称との関係を明確にする。なお、構造式及び分子式は必須項目である。試薬類の記載は反応スキーム内では「NaBH₄」等の名称で良い。記載例では濃度まで記載しているが、これは濃度記載が必要な場合の書き方の一例を示しているだけあり、結晶洗浄に用いる含水溶媒等において記載不要となることもある。

製造業者・製造場所

製造業者・製造場所に関する事項は、承認申請の電子申請における記載様式と密接に関連する事項であり、承認申請書記載例には製造業者・製造場所の記載例は示されていない。

製造業者・製造場所は所定の記載欄に担当する製造工程の範囲を記載する。原薬に関しては、原材料の受入から出荷に係る試験検査及び包装・表示・保管など全ての工程に携わる業者すべてを記載する。また製剤に関しては、原材料の受入から出荷（製造所からの出荷だけではなく、市場への出荷まで行う場合がある）に係る試験検査及び包装・表示・保管など全ての工程に携わる製造業者をすべて記載する。原薬は CTD 資料 3.2.S.2.1 項に、製剤は CTD 資料 3.2.P.3.1 項に記載した製造業者はすべて含まれるとの理解で良い。

一部工程の委託を行う場合は委託先を含め、製造する業者すべてについて記載し、どの工程をどの業者が実施しているか明確にする。製造所の複数記載はそれらの製造所が GMP に適合しており、品質の同等性が科学的に保証されている場合において可能である。

パイロットスケールのデータに基づき承認申請する場合、申請時点で実製造を予定している業者について記載する。試験検査機関も含まれることに注意すること。

記載例は単一の製造業者が一貫製造する原薬あるいは製剤と設定した。同一品目を異なる複数の製造業者に委託している場合は、製造業者毎にそれぞれの製造方法を記載する。

製造工程の範囲

原薬は CTD 資料 3.2.S.2.2 項に記載した製造工程の範囲を、製剤は CTD 資料 3.2.P.3.3 項に記載した製造工程の範囲を記載する。既承認品目については、従前の製造承認申請書製造方法欄の記載にとらわれることなく、製品標準書等に基づき、原薬及び製剤の品質の確保並びに品質の恒常性を担保するため必要な製造工程を記載する。特に、製剤については、既承認品目の製造方法欄は「日局製剤総則〇〇剤の項に従い・・・」等の簡略記載であるため、主原料や副原料の導入から記載する。

なお、製造業の許可区分を記載するわけではない。

出発物質（原薬出発物質）

出発物質は ICH·Q7A ガイドライン（「原薬 GMP のガイドライン」平成 13 年 11 月 2 日医薬発第 1200 号厚生労働省医薬局長通知）に基づき、申請者が決定する。出発物質の根拠は CTD 資料（例えば 3.2.S.2.6 製造工程の開発の経緯）に記載されるものである。

既承認品目については、従前の製造承認書における出発物質がそのまま製造販売承認申請書の出発物質となる場合はそのまま記載整備を行う。Q7A ガイドラインに基づき出発物質を

変更する必要がある場合は、承認書において変更となる部分につき製造販売承認事項記載整備届を提出した後、変更内容に応じて一部変更承認申請又は軽微変更届出を行わなければならない。

なお、「原薬の品質確保に必要な工程から記載する」の意味は「承認申請書に記載される製造工程にはリスク管理の観点から原薬の品質確保に必須な工程が含まれる必要がある」という意味である。

原材料の管理基準及び管理値

「原材料」の用語は、ICH·Q7A の定義に従う。

記載例ではあえて「規格及び試験方法」は記載していない。「規格及び試験方法」とは、ICH·Q6A ガイドライン（「新医薬品の規格及び試験方法の設定について」平成 13 年 5 月 1 日医薬審査第 568 号厚生労働省医薬局審査管理課長通知）にある通り、出荷時並びに有効期間中の原薬に対して適用するものであり、工程内試験や GMP 管理は対象外としている。よって「規格及び試験方法」として記載された事項の変更は全て一部変更申請の対象である。なお、出荷試験の一部として実施される工程内試験は「規格」の一部である。

原材料や中間体については「管理方法」「管理基準」「管理値」等、原薬の「規格及び試験方法」と識別できる別用語を用いることとした。これらの変更はその内容に応じて一部変更申請又は軽微変更届出いざれかの対象となる事項である。

原材料や中間体の管理については記載例のように表形式の簡略記載で良い。また、原薬の「規格及び試験方法」と同じように文章形式で記載することでも良い。管理項目は日局等の公定書等に記載された試験項目名が適切と判断されればそのまま記載することで良いが、日局の試験法名称にこだわるものではなく、試験方法が把握できれば十分である。従って、ヨーロッパ薬局方 (EP) やアメリカ薬局方 (USP) 等、他の薬局方に収載されている項目名を採用することは可能である。公定書等に未収載の試験項目の場合、試験内容がある程度特定できる名称を付与する、これは独自の名称で構わない。

管理値は製品標準書等に記載した実際の管理幅を基に適切な値を記載する。

管理方法（試験方法）は公定書等に収載されている場合は「日局 HPLC 法」「EP Near-Infrared Spectrophotometry (2.2.40)」等と記載する。公定書等に未収載の試験法については概略がわかるような記載とする。（＊製剤の添加剤の上乗せ規格は製造法欄に書く。製造法欄では EP, USP の引用を認める）

重要工程で原薬品質に影響を与える可能性のある原材料、最終中間体以降の工程に用いる原材料について記載するが、その中には最終再結晶で使用するろ布やろ過助剤、活性炭等も含まれるとの解釈である。

製造機器

原薬製造については、原則として記載する必要はなく動作原理を明確にすることで良い。例えば「遠心分離する」又は「遠心機により分離し」と記載する。カラムを用いて分離する場合、重要工程においては、「シリカゲル樹脂を用いたクロマトグラフィー」、「4 級アンモニウム系イオン交換体を用いた陰イオンクロマトグラフィー」等、用いるカラムの性質が特定

出来る記載が必要である。また、光学活性医薬品の製造に用いる光学分割カラムやアフィニティクロマトグラフィー等、リガンドの性質が原薬品質に重要な要因である場合はリガンドの記載が必須である。

製剤製造における記載方法は「流動層造粒乾燥機」「V型混合機」のように原理がわかるもの、「打錠機」のように使用目的がわかるもの等、様々な記載が考えられるので、申請者が適切と判断するものを使用する。ただし、動作原理が重要であり、例えば、同じ湿式造粒であっても高速攪拌造粒と流動層造粒では、均一性、溶出性あるいは安定性が異なることが認められており、この点を考慮した記載が必要になる。なお、記載例であえてメーカー名+型番記載とした部分があるが、これは実際に使用する機器名そのものを承認申請書へ記載するケースもあるため、例示として取り込んだものである。

製造スケール

承認申請時の製造スケールの取扱いは従前通りとする。新有効成分原薬についてはパイロットスケール以上で製造したデータに基づいて記載することで差し支えない。パイロットスケールの定義は ICH-Q1A ガイドライン（「安定性試験ガイドラインの改定について」平成 15 年 6 月 3 日医薬審発第 0603001 号厚生労働省医薬局審査管理課長通知）を参考にする。承認前 GMP 調査申請以前に実生産の製造について承認申請書に記載する必要がある。

既承認品目については製品標準書等に基づき実製造のスケールを記載する。

異なる製造スケールで製造する場合、それぞれのスケールにおける製造管理パラメータを併記、すなわち複数の製造方法を記載することとなる。このうち、同一機器を用いて異なるスケールで製造する場合については、複数スケールの製造管理パラメータを併記しなくとも良い場合があると考えられるが、原薬の特性等に基づき申請者が判断すべき事項であるので具体的な事例は示さない。

仕込量

記載例では絶対量を記載しているが、出発物質 1 mol に対して、反応物質の mol 当量を用いて記載することでも良い。mol 当量で記載する場合、出発物質の標準的仕込量又は原薬の標準収量を記載し、製造スケールを明確にする。

仕込量は原則として標準的仕込量を記載することで良い。標準的仕込量については目標値／設定値の考えが採用できるので、各工程の収量により次工程の仕込量が変わる場合も標準的仕込量の考え方による記載する。いわゆる目増し仕込を実施している場合については、実際の仕込量を記載するか成分・分量欄に基づいた理論的な仕込量を記載するかは、申請者自らが、どちらが適切な記載方法となるか判断し記載する。仕込量に関する対応に関しては、許容範囲も含めては製品標準書等に明記しておく。

原薬製造において、前バッチの母液などのキャリーオーバーがある場合はキャリーオーバーについて記載することが求められる。その際、キャリーオーバー量を特定することは非常に困難と思われるため、その量まで申請書に記載する必要はない。キャリーオーバーがある旨を記載することで良い。

含量、水分など換算して仕込をする場合、承認申請書に補正式まで記載する必要はなく、

100 %とみなして理論値を記載することで良い。なお、実際の補正式は製品標準書等に必ず規定する。

再加工・再処理

再加工や工程の延長については、既に承認書に記載されている事項との理解であり、あらためて追記を求めるものではない。しかし再処理は通常の工程とは明らかに異なっており、予め製造方法欄に記載しておかなければならぬ事項である。承認書に記載することなく再処理を実施した場合、当該処理は薬事法違反となりうる行為である。

包装工程

「原薬の包装工程」とは表示までを含むと解釈されるが、ラベルについては申請者が承認要件として必要だと判断する場合に記載する。全ての品目においてラベリングや封緘まで記載することを意図したものではない。

記載例ではファイバードラムへの収缶まで示したが、ここまで必要とはならない場合もあると思われる。包装工程の記載がどの範囲まで必要かは当該原薬の特性に基づいて申請者が判断する。

既承認医薬品製剤においては、「〇〇包装したものを紙函に入れ、製品とする」「容器の材質は医薬審第39号による」等、今回の通知とは異なる運用となっていた工程である。今後は改正薬事法の主旨に鑑み、承認申請書に記載することが求められる。

二次包装については水分透過の抑制や遮光等の機能を付与している場合に記載する。記載例では、原薬については、紙箱、ラベル貼付等まで示し、製剤については、従前の製造承認書において「更に紙箱に入れ製品とする」と記載している品目が多数あるため、これを踏襲する形で記載例においても採用した。ここまで必要とはならない場合もあると思われるので、包装工程の記載がどの範囲まで必要かは当該製品の特性に基づいて申請者が判断する。

包装材料

一次材料とは、原薬に直接接触する材料、すなわち直接包装材料と同義だとの理解で用いた。なお、医薬品・医薬部外品GMP事例集<2003年版>S1-4においてポリエチレン袋は内袋、ファイバードラムが薬事法における直接の容器とされているが、薬事法に定める「直接の容器又は直接の被包」とは「表示」の観点から規定されたものであり、本通知で用いた「直接包装」とは意味が異なる。

包装材料については、原薬はCTDガイドライン3.2.S.6容器及び施栓系において、製剤はCTDガイドライン3.2.P.7容器及び施栓系において、「Primary packaging componentについて明らかにし、その規格及び試験方法を記載する」との記載があり、承認申請書においてもCTD資料に基づき記載することが求められる。

二次包装については水分透過の抑制や遮光等の機能を付与している場合に記載するが、材料種（材質と同義である）については、容器／施栓系の属性の内、安定性や品質に影響を与える要因を含めて承認申請書に記載すべきである。例えば「ポリエチレン袋」の様に材料種のみの記載では、承認申請書記載事項として十分でない場合があることに留意する。同じポ

リエチレンであっても、素材の成分、組成及び仕様、あるいは滑沢剤使用等が、製品の品質、安定性に大きく影響することが知られており、これらを規定することが必要になる。承認申請書に包装材料の規格を記載することの目的は、開発段階において検証した原薬・製剤と容器施栓系との適合性（Compatibility）を市販品について保証するため、また ICH-Q1A ガイドラインに従い実施した安定性試験結果に基づき設定した有効期間（又はリテスト期間）を保証するために重要、不可欠なものであると考えられるためである。成分、組成等に関する詳細情報を含めた規格を記載することは、ノウハウ等の問題もあり、難しいことが想定されるため、メーカー名及び型番をセットで記載することも一つの方策である。従って包装材料の「材料種」の変更は一部変更申請が必要であり、また、「規格もしくはメーカー名及び型番」を記載した場合は、製品標準書等において詳細な試験・検査方法及び判定基準を規定しておく必要がある。また、承認申請書に記載すべき包装材料は一次包装材料だけに限ったものではなく、申請者が原薬・製剤の品質確保に必要と判断する包装材料すべてについて記載する。

2. 記載例解説（原薬）

本記載例は CTD-Q モックアップ（平成 14 年 8 月 13 日厚生労働省医薬局審査管理課事務連絡）を基に、新医薬品の製造販売承認に置ける承認申請書の製造方法欄のモデルとして作成したものである。製造場所及び製造工程の分担の範囲、また規格及び試験方法については、本記載例の対象としていない。

本記載例は、承認申請において提出される承認申請書の記載について、例示しているが、この一例で申請者が必要とする情報をすべて網羅することは不可能であり、個々のケースではこの記載例と相反する部分や一部変更申請事項（以下一変事項とする）と届出事項の取扱いが変わることも予想される。申請者はそれぞれの品目の特徴（特性）に基づき、適切な記述することが望まれる。

目標値／設定値とするプロセス・パラメータ又は標準的仕込量のうち、届出事項は『　　』内に、一変事項は《　　》内に記載。また、目標値／設定値以外の届出事項は“　　”内に記載し、それ以外については一変事項である。

（1）Step 1（重要工程）*

2-(1-トリフェニルメチル-1H-テトラゾル-5-イル)-4'-ブロモメチルビフェニル [1]
『(21.6kg)』^{注1)}, 2-ホルミル-5-[$(1E,3E)$ -1,3-ペンタジエニル]-1H-イミダゾール
[2] 『(6.9 kg)』^{注1)}, 炭酸カリウム『(11.8kg)』^{注1)}, およびジメチルホルムアル
デヒド『(60L)』^{注1)}を『25℃で 24 時間』^{注2)}かき混ぜる。水素化ホウ素ナトリウ
ム『(3.2kg)』^{注1)}を加え、更に『25℃で 24 時間』^{注2)}かき混ぜる。反応液をろ過し、
不溶物を除去する。ろ液を減圧濃縮^{注4)}する。残留物に水『(50L)』^{注1)}を加え、
酢酸エチル『(50L)』^{注1)}で抽出する。有機層を水『(30L)』^{注1)}および“10%”^{注3)}
食塩水『(30L)』^{注1)}で洗浄する。有機層を約半量まで減圧濃縮^{注4)}する。残留物を
『5℃で 3 時間』^{注2)}かき混ぜる。析出した結晶を遠心分離^{注4)}し、酢酸エチル
『(10L)』^{注1)}で洗浄する。結晶を『40℃』, 8~10 時間^{注5)}減圧乾燥し^{注4)}、1-[2'-
(1-トリチル-1H-テトラゾル-5-イル)-4-ビフェニルメチル]-5-[$(1E,3E)$ -1,3-ペンタ
ジエニル]-2-ヒドロキシメチルイミダゾール [3]を得る。（収率又は収量）^{注6)}

*：重要工程の場合はその旨を明記する。重要工程である旨を明記した場合、当該
工程で使用する原材料等及びその管理方法を記載する。

注1：原料や溶媒等の仕込量は原則として標準仕込量を記載する。仕込量については、状況
に応じて変動させる可能性があるということで、記載例では軽微変更対象であるとい
うことで届出事項としている。また溶液・溶媒あるいは洗浄液量等もスケール等に応じて
変動されるものであり、届出事項としている。なお、届出事項とした場合は、バリデー
ションを実施し、検証した範囲で巾を製品標準書若しくは作業標準書に記載する。

また、使用する反応釜を変えることに伴い仕込量が異なる場合、それぞれの仕込量に

ついて記載する。仕込量を一覧表として別添する等、複数記載を行うにはいくつかの方法が考えられる。

なお、原料の名称は、JIS や日局の名称を使用することが望ましい。略称を用いる場合は、IUPAC 名や JAN 等との対応が明確となるよう別の箇所等に記載しておくと良い。

注 2：原則、反応条件を記載する。しかしきスケールや機器の違いにより反応条件を変動させる場合もありうる。またパイロットプラントスケールで申請する場合あるいは、実製造での製造実績が少ない場合、運転パラメーターが確定していない可能性がある。更にあら程度の許容幅があり、余り厳格な管理を要さない場合もある。例示ではこの点を考慮し、届出事項としたものである。この場合にも管理範囲を製品標準書等に記載する。

ただし、反応条件が品質を担保するのに非常に重要な場合は一変事項とすべきであり、温度、回転数あるいは時間の範囲を承認申請書に記載する。

○なお、「ろ過」は操作原理を表わすが、この例では、前処理としての「ろ過」ということで具体的なろ過条件の記載を省略しているが、ろ過条件の記載が必要となる場合もある。記載の必要性は当該工程の特性に応じ、ケースバイケースで申請者が判断する（一般的な判断基準を示すことはできない）。

注 3：洗浄条件については詳細な記載は不要と考え簡略化している。なお、例示の食塩水の濃度、洗浄溶媒量などは軽微変更事項とするか、又は記載そのものを省略できる可能性もある。

注 4：「減圧濃縮」は操作原理を表わす。この例では操作条件の記載を省略しているが、減圧濃縮の結果が、最終原薬の品質に影響を与える場合には、操作条件の記載が必須事項となることも考えられる。

「遠心分離」もこの例では記載を省略しているが、最終原薬の品質に影響を与える場合には抽出条件の記載が必須事項となる。

注 5：「減圧乾燥」は操作原理を表わす。例示は加熱乾燥であり、温度負荷により分解物が生成する可能性を否定できないとの前提で、重要な管理項目と位置付け、一変事項としている。温度は目標値としているが、製品標準書等で具体的な管理幅を定めなければならない。時間については管理範囲を承認書に記載している。

○また、溶媒の残存量を工程管理項目として測定している場合、ICH-Q3C 残留溶媒ガイドラインのクラス 1 溶媒については管理方法と管理値を承認書に必ず記載する。これは次工程で除ける場合にあっても適用する。クラス 2 及びクラス 3 溶媒については使用する工程の特性に応じてケースバイケースで申請者が記載要否を判断する。

注 6：収率又は収量は、原薬の特性に基づき、品質確保に必要だと判断される場合に記載する。例えば、反応の収率や抽出の程度により成分、品質が違ってくるような場合は、収率又は収量の記載が必須条件となる。記載すべきかどうかについては、申請者が判断する事項である。

(2) Step 2

Step1 で得た[3] 『(約 22Kg)』^{注1)}, “10%” 塩酸『(200L)』^{注1)} およびテトラヒド

ロフラン『(400L)』^{注1)}を『25°Cで4時間』^{注2)}かき混ぜる。反応液に“10%”^{注3)}水酸化ナトリウム水溶液『(200L)』^{注1)}を加える。混合液を減圧濃縮^{注4)}する。残留物に水『(100L)』^{注1)}を加える。ろ過して不溶物を除去する。ろ液を“35%”^{注3)}塩酸でpH3±0.5^{注7)}に調整する。析出した結晶を遠心分離^{注4)}し、水で洗浄する。結晶を《40°C》で^{注5)}減圧乾燥^{注4)}し、1-[2'-(1Hテトラゾル-5-イル)ビフェニル-4-イル]メチル)-5-[(1E,3E)-1,3-ペンタジエニル]-2-ヒドロキシメチル-1Hイミダゾール[4]の粗結晶を得る。

Step 1 の注も参考にすること

○この例では仕込量を具体的に記載しているが、前工程で得られた中間体（結晶として単離するか又はスラリー等でも同じ取扱いである）の全量をそのまま次工程で仕込む場合も当然考えられる。このような場合は例えば「第×工程で得られた中間体〇〇の湿品結晶全量を・・・」のように記載しても良い。なお、中間体の名称が長いため[3]と簡略化している。

○テトラヒドロフランの残留量はStep 4の工程管理項目として規定し、最終原薬の規格及び試験方法では設定しない事例である。このような場合では、CTD 資料 3.2.S.4.5 規格及び試験方法の妥当性の項で原薬規格として設定しなくとも良い理由をデータと共に示す必要がある。

注 7：この pH 調整は重要管理項目と位置付けて幅記載とし、一部変更事項としている。

(3) Step 3

[4]の粗結晶を“90%”^{注3)}メタノール『(80L)』^{注1)}に加え、『60°C』に^{注2)}加熱、攪拌して結晶を溶かす。活性炭を加え、『60°Cで30分』^{注2)}攪拌する。固形物を加圧ろ過^{注4)}して除き、加熱した“90%”^{注3)}メタノール『(5L)』^{注1)}で洗う。ろ液及び洗液を合わせ《30°C》^{注5)}まで徐々に冷却して晶出させる。晶出した後、更に冷却し、《5°C》で1時間以上^{注5)}攪拌する。析出した結晶を遠心分離^{注4)}し、10°C以下に冷却した“90%”^{注3)}メタノール『(10L)』^{注1)}で洗浄する。結晶を《40°C》^{注5)}で減圧乾燥^{注4)}後、粉碎（粒子径メジアン 10 μm以下^{注8)}）して1-[2'-(1Hテトラゾル-5-イル)ビフェニル-4-イル]メチル)-5-[(1E,3E)-1,3-ペンタジエニル]-2-ヒドロキシメチル-1Hイミダゾール[4]を得る。

Step 1 及び Step 2 の注も参考にすること。

○溶けるまで加熱する場合の例示である。不純物が生成する等、攪拌時間の上限管理等が必要であれば記載する。

○活性炭の使用については不純物除去や脱色等、その目的に応じて処理条件の記載の詳細さは異なる。この例では温度と時間以外の記載を省略している。

注 5：最終精製工程であり、結晶析出条件は重要であり、一変事項としており、その操作条件を記載する必要がある。ここでは温度を規定している。なお許容範囲については、開発段階の実績あるいはバリデーション等に基づき製品標準書等に規定する。

注8：この例では粒子径を工程管理項目とした。原薬の粒子径が最終製剤の品質に影響する場合には記載省略は認められず、必ず記載する。

製剤工程で粉碎し工程管理として粒子径を測定する等、製剤の製造段階で管理される場合は、原薬における粒子径の記載を省略することも可能と考えられる。

(4) Step 4

[4] をポリエチレン袋⁹⁾に入れ “ファイバードラム”^{注10)}に詰める。

注9：直接包装材料の素材は必ず記載する。それに加え、安定性や安全性に影響を与える可能性が大きいため、規格、仕様並びに素材の成分や組成について規定することが必要であり、当該材料の管理項目と管理値を記載することが必要になる。ただし、管理項目と管理値を記載する場合、ポリエチレンであることの確認や袋のサイズ等を記載するだけでは、管理方法を承認申請書に記載する目的に合致しない。原薬との適合性に問題のないことを保証するため、日常的に管理する項目を設定することが求められる。それらについて記載することが難しい場合、包装材料を特定するための社名と型番を記載することでもよいとされており、記載例では、社名と型番を記載している。場合によって「○○社型番××、又は同等品」と記載できる。

なお、複数の異なる製造会社より包装材料を購入して使用する場合、それぞれの包装材料について原薬との適合性を検証することが必要であり、適合性未検証の包装材料を承認申請書に記載することは認められない。

注10：安定性に影響する場合、二次包装材料について素材を記載する。

この記載例では安定性に影響を与える場合として、ファイバードラムまで記載しているが、ポリエチレン袋までの記載で十分と思われるケースもあると思われる。安定性申請者がどこまで記載するか判断するべき事項である。

なお、本通知では、一次包装材料とは、原薬に直接接触する材料、すなわち直接包装材料と同義だとの理解の基に用語が使用されている、医薬品・医薬部外品 GMP 事例集<2003年版>S1-4に記載されているポリエチレン袋とファイバードラムの扱いとは異なっていることに留意されたい。

追加事項

◎ Step 1 中間体 [3] の管理項目及び管理値^{*1}

項目	管理値
外観	帯黄白色の結晶性粉末（肉眼観察 ^{*2} ）
確認試験	適合（IR）
類縁物質	4%以下（HPLC, 面積百分率）
ジメチルホルムアミド ^{*3}	1000ppm 以下（GC）
含量	93%以上（HPLC, 絶対検量線法）

※1：Step 1 の中間体の管理を代表例として解説する。これを参考に Step 2 及び Step 3 の中間体管理を考えて頂きたい。

※2：管理値の後にあるカッコが試験法の概略を説明した部分である。試験法の原理は別に列を設けたほうが良いと思われる。記載例としては他に「日局 乾燥減量試験法、1 g, 105°C, 2 時間」、「USP <231> Heavy Metals Method II」、「JIS K0065 化学製品の凝固点測定方法」等が挙げられる。

※3：ジメチルホルムアミドの残留量を当該工程で管理し、最終原薬の規格及び試験方法では設定しない事例である。

◎ 原材料の管理

記載例では原材料の管理を完全省略している。実際の承認申請書では必須事項となるので留意して頂きたい。

この記載例における原材料リストは下記の通りである。製造販売承認書にどの原材料を記載しなければならないかは、申請する原薬の特性に応じて申請者がケースバイケースで判断し、記載すべき原材料につき、中間体の管理方法に準じて管理項目、管理値及び試験方法の概略を記載すること。

Step 1	出発物質 [1] ^{*4}	出発物質 [2]
	炭酸カリウム	ジメチルホルムアミド
	水素化ホウ素ナトリウム	水 ^{*5}
	酢酸エチル	食塩
Step 2	塩酸	テトラヒドロフラン
	水酸化ナトリウム	水
Step 3	メタノール	活性炭
	水	
Step 4	ポリエチレン袋 ^{*6}	ファイバードラム ^{*6}

※4：出発物質の管理項目、管理値及び管理方法は必須要件である。

※5：製薬用水としての管理項目及び管理方法を規定する。記載としては例えば『日局「常水」の規定に適合する』等。

※6：注9及び10を参照

遮光や水分又は気体の透過性あるいは微生物に関する管理を目的とする容器等では必要となる場合もある。